

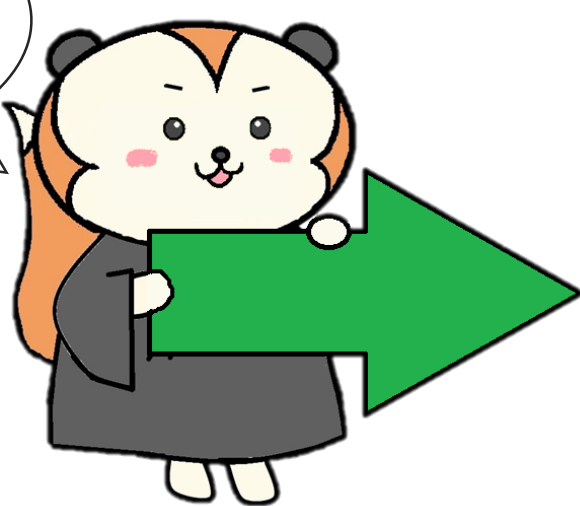
通訳人募集

～法廷通訳やってみませんか?～

千葉地方裁判所では、主に外国人刑事事件の法廷通訳をしていただく通訳人を募集しています。



はじめにこちらをお読みください



裁判所公式ナビゲーター
さいたん

* 裁判所ウェブサイトに掲載しているパンフレット等へのリンクです。

- ① [「ごぞんじですか法廷通訳ーあなたも法廷通訳をー」](#)
- ② 「裁判の登場人物」の[「通訳人」のページ](#)

千葉県にお住まいの方で、 法廷通訳にご協力いただける方へ

* 千葉県以外にお住まいの方は、住居地の都道府県にある地方裁判所へお問い合わせください。

法廷通訳までの流れはこちら



① 裁判所へ
連絡

連絡先

千葉地方裁判所 刑事訟廷事務室(庶務係)

〒260-0013

千葉市中央区中央4-11-27

TEL 043-333-5282(直通)(平日8:30~17:00)

② 法廷傍聴

裁判の日時は職員にご確認ください。

裁判所への連絡の際に、必要書類について説明します。

③ 必要書類
の提出

裁判所で面接を行い、通訳能力等を確認します。

④ 面接

⑤ 導入説明

通訳人として適性を備えていると認められた方には、裁判手続の流れや法律用語、通訳を行うにあたっての注意事項などについて説明します。

⑦ 個別の事件ごとに
法廷通訳を依頼

⑥ 裁判所の
「通訳人候補者名簿」
に登録

- * 通訳が必要な事件が生じた場合に依頼をしますので、名簿登録後すぐに通訳の依頼が来るとは限りません。
- * 千葉以外の裁判所から通訳の依頼が来るともあります。
- * 実際に通訳を行った場合は、通訳料や交通費等が支払われます。
- * 法廷通訳の経験等に応じて、裁判所主催の各種研修も行っています。